

岐阜県地域循環共生圏促進事業実施要領

[令和4年3月31日 環企第687号]

[令和6年3月29日 脱推第474号]

第1 趣旨

岐阜県地域循環共生圏促進事業は、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合い、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創造を促進するため、その仕組みづくりを支援するものである。

この事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 対象事業

- 1 要綱別表第1に掲げる岐阜県地域循環共生圏促進事業の対象となる事業は、次のとおりとする。
 - (1) 地域循環共生圏構想を知り、広めるための事業（先進地視察、シンポジウム開催など）
 - (2) 地域循環共生圏に関わる主体（市町村、企業、団体等）を増やしネットワークを構築するための事業（セミナー開催、広報活動など）
 - (3) 地域循環共生圏について戦略を立てるための事業（事業計画等の作成、地域の魅力を掘り起こす事業など）
- 2 前項の事業は、毎年度の3月10日までに完了することができるものに限る。
- 3 地域循環共生圏を実践する（または、実践する予定の）地域や団体等として、Platform Cloverへの登録を目指す事業であること。

第3 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表1のとおりとする。

第4 事業実施の条件

- 1 事業の実施場所は、原則、県内とする。ただし、森・里・川・海の流域一体での環境保全活動など県外の上下流域と連携した活動が必要となる場合は、この限りでない。
- 2 事業の実施に当たっては、参加者等の安全対策に万全を期すものとする。

第5 事業主体

事業主体は「市町村、団体又は法人」（以下「事業主体」という。）とする。「団体、法人」は、次のいずれかの法人又は団体とする。なお、第6の事業の応募の時点では設立見込みも可とする。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人であって、次の要件をすべて具備しているもの。
 - ①自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
 - ②事業の趣旨・目的を十分に理解し、そのPRや普及活動に積極的に取り組むことができること。
 - ③補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。
 - ④宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
 - ⑤特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。
 - ⑦実施事業の公表に異議がないこと。
 - ⑧その他、本事業の適正な実施が認められること。
- (2) 県内に活動の本拠を置く3名以上で構成する団体であって、規約その他の規程を有し、次の要件をすべて具備しているもの。
 - ①前号の①から⑧までの要件をすべて満たすこと。
 - ②団体の代表者、役員、構成員、事務局、代表者の代表権の範囲が定められていること。
 - ③団体の意思決定方法が定められていること。
 - ④団体の事務及び会計処理の方法が定められていること。

第6 事業の応募

- 1 事業の応募は、応募申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）を添付（以下「応募申請書等」という。）して行う。
- 2 知事は、事業の応募を行う者に対し指導・助言を行うことができる。
- 3 事業の応募の時期は、別に定める。
- 4 知事は、提出された応募申請書等を審査し、予算の範囲内において事業の実施が適当であると認めた場合は、その結果を選考結果通知書（様式第3号）により通知する。

第7 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請は、要綱第4条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類の欄に定める「岐阜県地域循環共生圏促進事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 事業主体の定款、規約その他これらに類するもの
- 3 知事は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

第8 事業の変更等

- 1 事業主体は、補助金交付決定通知を受けた後に、規則第6条に規定する事業の変更、中止又は廃止を行おうとするときは、要綱第5条第3項に規定する承認申請書（要綱第3号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの（事業の変更の場合に限る。）
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げるその他この要領に定める変更は、次のとおりとする。
 - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）
 - (2) 補助金の額の増額変更
- 3 知事は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、承認通知書（様式第5号）により通知する。

第9 補助金の変更交付申請

- 1 事業主体は、補助金交付決定通知を受けた後に、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに、補助金変更交付申請書（様式第6号）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。ただし、補助対象経費の20%以下の減額となる場合は、この限りでない。
 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

第10 事業の着手

事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。

第11 広報の実施

- 1 事業主体は、事業の実施に当たり、のぼりの掲出等の方法により清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するとともに、募集案内への掲載等の方法により参加者又は事業の実施場所周辺の住民等に対して周知に努めるものとする。
- 2 事業主体は、事業実績報告書（様式第8号）の提出に当たり、実施した広報について、写真や関係書類を添えて報告しなければならない。

第12 実績報告等

- 1 事業の実績報告は、要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県地域循環共生圏促進事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 領収書整理台帳（様式第9号、第9号の2）
 - ・物品の購入に係るものについては、領収書を様式第9号上欄に添付し、下欄に、納品されたことが確認できる写真を添付する。写真を添付することができない特別な理由がある場合は、写真添付欄にその理由を記載する。
 - ・上記以外の支出については、領収書を様式第9号の2に添付する。
- 3 事業主体は、第1項の実績報告を行うときにおいて、補助対象経費の立替払いが困難である場合は、納品書、請求書をもって前項第3号の書類に替えることができるものとする。なお、この場合において、事業主体は、支払完了後すみやかに前項第3号の書類を提出しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第10号）により通知する。

第13 事業の検査

- 1 事業の実施において、事業の実施状況その他の検査を行う必要があるときは、指定する職員（以下「検査員」という。）により行うものとする。
- 2 検査員は、前項の検査を行ったときは、検査確認書（様式第11号）により、報告するものとする。

第14 補助金の交付請求

- 1 補助金の交付請求は、要綱第9条の規定により行う。
- 2 事業主体は、概算払による補助金の交付を受けることができるものとし、その額は、交付決定を受けた補助金の額（変更交付決定を受けた場合は、その額）の40パーセントに相当する額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）以内とする。

第15 その他

- 1 知事は、事業の実施に当たり、必要に応じて現地の調査等を実施する。
- 2 知事は、事業推進に必要と認めるときは、事業主体に対して報告を求めることができる。
- 3 知事は、実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。
- 4 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和6年度予算に係るものから適用する。

別表 1 (第 4 関係)

1 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりとする。

費 目	摘 要	厳守事項
報償費	講師への謝金	・ 事業主体構成員への謝金は対象外。
旅費	講師の旅費	・ 事業主体構成員への旅費は対象外。 ・ 原則として実費弁償。 ・ 宿泊に係る経費は対象外。 ・ 公共交通機関利用の場合は実費。 ・ 自家用車利用の場合は、(距離×37円/km)と有料道路料金。
需用費	(消耗品費) 事業実施に直接必要な事務用品や資料等の購入費 (印刷製本費) チラシやパンフレット等の印刷代等	・ 自家用車の燃料費は対象外。
委託料	(業務委託料) 事業実施に必要な委託料	
使用料及び 賃借料	会場、車両(借上バス)等の使用料及び賃借料等	
上記以外の経費で、特に必要と認められる経費		・ 事業計画の内容を勘案して決定。

2 補助対象外経費

いかなる理由にもかかわらず以下に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 団体等の運営に関する費用
 - ① 団体等の運営に必要な恒常的経費(家賃、電気料金、電話・FAX使用料)
 - ② 団体等の会報の作成費及び送料などに関する費用
- (2) 他団体への補助(助成)等を目的とした費用
- (3) 資格の取得に要する費用
- (4) 販売を目的としたものに係る経費
- (5) 個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費(服、靴等)
- (6) その他本事業として相応しくない費用